

## KŌSOKU Accessサービス契約約款

### 目次

第1条（約款の適用）	3
第2条（約款の変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第4条（サービス提供区域）	4
第5条（本サービスの料金等）	4
第6条（本契約の単位）	4
第7条（本契約の申込）	4
第8条（契約申込の承諾）	4
第9条（契約期間又は最低利用期間及び契約解除料）	4
第10条（サービスコード）	5
第11条（料金プランの変更）	5
第12条（再販等の制限）	5
第13条（地位の継承）	5
第14条（契約者の変更届出義務）	6
第15条（契約者が行う本契約の解除）	6
第16条（付加サービスの提供）	6
第17条（提供の停止）	6
第18条（提供の中止）	7
第19条（当社が行う本契約の解除）	7
第20条（本サービス等の変更・廃止）	7
第20条の2（存続条項）	8
第21条（契約者回線の終端）	8
第22条（契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）	8
第23条（契約者回線の移転）	8
第24条（料金等の支払）	8
第25条（遅延利息）	9
第26条（回収業務の委託）	9
第27条（損害賠償）	10
第28条（免責事項）	10
第29条（契約者情報の取扱い）	11
第30条（通信の秘密）	11
第31条（利用の制限）	12

第 32 条（契約者の義務） .....	12
第 33 条（会社名等の取扱い） .....	14
第 34 条（準拠法） .....	14
第 35 条（管轄裁判所） .....	14

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（約款の適用）

- 1 楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます。）は、F T T Hサービス及びインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用にあたり契約者に適用される条件を、この約款（以下「本約款」といいます。）を以て定めます。
- 2 当社は、本約款第 7 条（本契約の申込）及び第 8 条（契約申込の承諾）によって契約が成立した場合、本約款の定めに従い、本サービスを提供します。

### 第 2 条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款（第 5 条（本サービスの料金等）で定めるサービス料金表を含みます。以下、本約款について同じとします。）を契約者の承諾を得ること無く変更をすることがあります。この場合、当社サービスの提供条件は変更後の約款によります。
- 2 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により前項に定める提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を提示します。

### 第 3 条（用語の定義）

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者（当社のホームページでは会員という場合があります。）
契約者回線	本契約に基づいて、バックボーン回線における相互接続点と本契約の申込をする者（以下「申込者」といいます。）が指定する場所との間に設置される電気通信回線
サービスコード	英数字の組み合わせであって、当社が本契約を識別するために契約者に割り当てるもの
特定 F T T H 事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、その他当社と本サービスのために F T T H アクセスサービス相互接続をする事業者
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して契約者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を契約者の通信の使用に供すること
インターネットサービス	インターネットを使用して行う電気通信サービス
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定 F T T H 事業者が設置するサービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）
F T T H サービス	光ファイバーケーブルをアクセス回線に利用するサービスのこと
料金プラン	当社が別表 2（サービス料金表）に定める通信速度等の制限別による料金

	プラン
--	-----

#### 第4条（サービス提供区域）

当社は、別表1（サービス提供区域）に定める区域（以下「営業区域」といいます。）においてのみ本サービスを提供します。

#### 第5条（本サービスの料金等）

本サービスの料金等（基本使用料、契約事務手数料、工事費及びその他本サービスの利用に係る料金等を含みますが、当社が別に定めるものを除きます。）は、別表2（サービス料金表）に定めるとおりとします。

### 第2章 本契約

#### 第6条（本契約の単位）

当社は、1の契約者回線ごとに1のサービスコードを付与し、1の本契約を締結します。

#### 第7条（本契約の申込）

申込者は、当社所定の方法により、本サービスの利用に係る申込を行うものとします。

#### 第8条（契約申込の承諾）

- 1 当社が申込者から本サービスの利用に係る申込を受け付けたときは、当社は、受け付けた順序にしたがって、必要な審査・手続を経た後に本約款に従いこれを承諾するものとし、当社がこの承諾を行った時点で、申込者と当社の間で本契約が成立するものとします。
- 2 当社は、次のいずれかに該当するときは、提供する本サービスの範囲を制限し、又は契約の申込を承諾しない若しくは保留することができるものとし、申込を行った者は、これを了承するものとします。
  - (1) 契約者回線の終端が営業区域外に位置する場合
  - (2) 申込者が日本国外に居住する場合
  - (3) 本サービスの利用に係る申込にあたり、申込者が当社に申告した事項に虚偽記載、誤記その他の手続上の不備があった場合
  - (4) 申込の時点で当社又は当社の関連会社と申込者との間の契約に関する申込者の約款違反や料金その他の債務の未納・滞納等が生じたことがある場合
  - (5) 申込者の宅内環境等により、本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
  - (6) その他、当社が不相当と判断した場合

#### 第9条（契約期間又は最低利用期間及び契約解除料）

- 1 前条第1項に基づき本契約が成立した時点をもって本契約の契約期間が開始するものとします。

- 2 第 8 条第 1 項の定めにかかわらず、本契約に基づく本サービスの提供開始日は、回線終端装置を設置した日とします。
- 3 本サービスの最低利用期間は、前項に定める本サービスの提供開始日が属する月を起算月とする 13 か月の月末までとします。
- 4 第二項に定める本サービスの最低利用期間内に本契約の解除があった場合、契約者は契約解除料を支払うものとします。契約者が支払うべき契約解除料の額は、かかる契約の月額定額料（別表 2（サービス料金表）に定める基本利用料及び付加サービス料の料金額の合計額に限る。）に本サービスの最低利用期間に満たない残余の月数分を乗じて算定される額とします。当社は、当該契約解除料を契約者に対して一括で請求することができるものとし、契約者は、当社の指定する条件に従い当社に支払うものとします。
- 5 契約者は、本契約が解除された場合であって当社から請求を受けた場合、別途定める契約解除料を支払うものとします。かかる契約解除料は、別表 2（サービス料金表）又は、当社のホームページ上の記載に定めるとおりとします。

#### 第 10 条（サービスコード）

- 1 第 6 条（本契約の単位）に従い当社が契約者に付与するサービスコードは、当社が定めることとします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者に付与したサービスコードを変更することがあります。
- 3 前項の定めにより、契約者に付与したサービスコードを当社が変更する場合、当社は、あらかじめその旨を契約者へ通知します。

#### 第 11 条（料金プランの変更）

契約者は、別表 2（サービス料金表）に定める料金プランを変更する場合、当社所定の方法により当社に対して変更を請求することができるものとし、かかる変更の請求があった場合、当社は、第 8 条（契約申込の承諾）に定める本契約の承諾の定めに基づいてこれを取り扱います。

#### 第 12 条（再販等の制限）

契約者は、事前に当社の承諾を得ることなく、本契約に基づき契約者が本サービスを利用する権利を、有償、無償を問わず再販、サブライセンス等の形態により第三者に利用させてはならないものとします。

#### 第 13 条（地位の継承）

- 1 契約者は、事前に当社の承諾を得ることなく、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡等することはできないものとします。
- 2 契約者において法人の合併若しくは会社分割により本契約者の地位の包括的な継承があった場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は契約上の地位を承継する新設分割会社若しくは吸収分割承継会社は、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて届け出るものとします。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者として定め、これを届け出るものとし、これを変更したときもまた同様とします。当社は、本項の定めによる代表者の届け出があるまでの間、当社の裁量により、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱うことができるものとします。

- 3 当社において合併、又は会社分割及び事業部の営業譲渡、又は資産売却がある場合は、当社は、契約者の同意を得ることなく、本契約の全体を包括的に譲渡することができるものとし、合併又は会社分割、営業譲渡又は売却の効力発生時に合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、新設分割会社等、又は営業若しくは資産の譲受人が、本契約上の地位を継承するものとします。なお、かかる場合、当社は、契約者に対して電子メール及び当社ホームページにおいて、その旨を通知します。

#### 第 14 条（契約者の変更届出義務）

- 1 契約者は、第 7 条（本契約の申込）に基づく申込の内容について変更があったときは、当社所定の方法による届出を行う義務を負うものとします。かかる届出が無いために発生した料金の支払義務その他の不利益は、契約者の負担とします。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示を契約者に対して求めることがあります。
- 3 前 2 項の届出が契約者よりなされなかった場合、当社は、契約者が現に当社に届け出ている連絡先等に通知することにより、契約者への通知がなされたものとみなすことができるものとします。
- 4 契約者は、別記 7(2)に定める場合に備えて、当社からの連絡を受領できるように常に最新の情報を当社に伝える義務を負うものとします。

#### 第 15 条（契約者が行う本契約の解除）

- 1 契約者が本契約を解除するに際しては、契約者による当社所定の方法による届出が必要です。かかる所定の届出が無いために発生した料金の支払義務その他の不利益は契約者の負担とします。
- 2 別表 2（サービス料金表）で定める本契約の解除に係る条件（契約期間又は最低利用期間、契約解除料等）がある場合、前項に基づく本契約の解除に当たってはかかる条件が適用されるものとします。

### 第 3 章 付加サービス等

#### 第 16 条（付加サービスの提供）

- 1 当社は、付加サービスの利用の申込があったときは、本約款の定めに従いかかる付加サービスを提供します。
- 2 前項に定める契約者の付加サービスの申込に係る当社の承諾及び提供条件等については、本約款に定める本サービスに適用される各条件に準拠するものとします。ただし、個別の付加サービスにつき、別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

### 第 4 章 提供の停止等

#### 第 17 条（提供の停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その事実が解消されるまでの間、事前に通知することなく、当該契約者に対する本サービス又は付加サービス(以下「本サービス等」といいます。)の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービス又は当社が提供するその他のサービスに係る料金、工事費、その他の債務について支払期日を経過しても支払わない場合
  - (2) 第7条（本契約の申込）の申込にあたり、契約者が申告した事項に虚偽記載があることが判明した場合
  - (3) 契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備又は第三者若しくは当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ないで接続した場合
  - (4) 第32条（契約者の義務）に違反した場合及びかかる違反によって第三者から当社若しくは契約者に対する請求又は訴訟の提起がなされた場合
  - (5) 契約者と電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合
  - (6) 契約者宛てに発送した当社郵便物が当社に返送された場合
  - (7) 当社に対し、第三者から契約者に関わるクレームや請求等が寄せられ、業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合
- 2 前項に基づく本サービス等の利用の停止は、契約者の本サービスに係る利用料金（基本使用料、契約事務手数料、工事費及びその他本サービスの利用に係る料金等）の支払義務を免除するものではありません。

#### 第18条（提供の中止）

当社は、次のいずれかに該当するときは、本サービス等の提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 第32条（契約者の義務）の規定により、通信利用を中止するとき

#### 第19条（当社が行う本契約の解除）

- 1 当社は、第17条（提供の停止）の規定により本サービス等の提供の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、当該契約者との間の本契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第17条（提供の停止）各号のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときには、前項の規定にかかわらず、本サービス等の提供の停止を行うことなく当該契約者との間の本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社が定める期日までに当社の責に帰さない事由により本契約に基づく本サービス等の提供を開始するために必要と当社が認める工事を完了できないときは、契約者との間の本契約を解除することがあります。

#### 第20条（本サービス等の変更・廃止）

- 1 当社は、契約者の承認を得ることなく本サービス等の内容、接続方法、営業時間、サービスラインアップ等を変更することができるものとします。
- 2 当社は、契約者に事前に通知することにより本サービス等を廃止することができます。
- 3 当社は、前2項に基づく本サービス等の全部若しくは一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

## 第 20 条の 2（存続条項）

- 1 第 9 条（契約期間又は最低利用期間及び契約解除料）、第 13 条（地位の継承）、第 22 条（契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）、第 24 条（料金等の支払）、第 25 条（遅延利息）、第 26 条（回収業務の委託）、第 27 条（損害賠償）、第 28 条（免責事項）、第 29 条（契約者情報の取扱い）、第 33 条（会社名等の取扱い）、第 34 条（準拠法）、第 35 条（管轄裁判所）の定めは、本契約の解除または終了後もなお存続するものとします。

## 第 5 章 契約者回線の態様等

### 第 21 条（契約者回線の終端）

- 1 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定 F T T H 事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に設置できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等（以下「回線終端装置等」といいます。）を設置し、これを契約者回線の終端とし、この終端までを当社の責任分界点とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所として登録します。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、事前に契約者と協議します。

### 第 22 条（契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

当社が設置する契約者の回線終端装置等の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 前条にて定める契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が回線終端装置等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供するものとします。
- (2) 当社が本契約に基づき設置する回線終端装置等に必要な電気は、原則契約者が供給するものとします。
- (3) 回線終端装置等から契約者の端末設備（自営端末設備を含みます。）の接続及び接続のために必要な工事等は、契約者自身の負担とし、当社は責任を負わないものとします。

### 第 23 条（契約者回線の移転）

- 1 契約者は、当社に対して営業区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。
- 2 前項の規定により移転の請求をする契約者は、当社が移転先住所を確認するための書類を提示するものとします。
- 3 当社は、第一項の請求があつたときは、第 7 条（本契約の申込）及び第 8 条（本契約申込の承諾）の規定に準じてこれを取り扱います。

## 第 6 章 料金の支払

### 第 24 条（料金等の支払）

- 1 契約者は、本契約に基づく本サービス等の利用にあたり、別表 2（サービス料金表）で定める基本利用料又



- は付加サービスを、当社が別途定める期日までに、当社が別途定める支払方法にて当社に支払うものとします。
- 2 契約者は、本契約に基づく本サービスの利用にあたり、別表 2（サービス料金表）で定める初期工事費用、工事費及び事務手数料を、当社が別途定める期日までに、当社が別途定める支払方法にて当社に支払うものとします。
  - 2 の 3 第二項の定めにもかかわらず、お申込み以降サービス開始日までにお客さま都合により本契約の解除があった場合には、別表 2（サービス料金表）で定めるキャンセル料金を、当社が別途定める期日までに、当社が別途定める支払方法にて当社に支払うものとします。
  - 3 前 5 項に加えて、契約者は、別表 2（サービス料金表）に定めのない本サービスの契約者の利用に必要であると当社が認めて当社が行った工事に係る工事費として、当社が別途算定する実費相当額を、当社が別途定める期日までに、当社が別途定める支払方法にて当社に支払うものとします。
  - 4 前項の定めにもかかわらず、かかる工事の着手前に本契約の解除又はかかる工事の請求の取り消し（以下、本条において「解除等」といいます。）があった場合、契約者は前項に定める工事費の支払義務を負わないものとします。また、この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を契約者に返還します。ただし、かかる工事の着手後完了前に解除等があった場合は、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。
  - 5 契約者は、第一項及び第二項の支払に係る決済関係先（金融機関、郵便局等、以下「決済関係先」といいます。）が定める利用条件を遵守するものとします。
  - 6 前各号に定める支払に関して契約者と決済関係先との間で紛争が生じた場合、契約者が自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は、一切責任を負わないものとします。
  - 7 当社は、当社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、別表 2（サービス料金表）に定める料金等及び支払方法等を変更することができるものとします。また、それらの変更については、当社のホームページ上で告知することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。契約者は、本項の定めに従い別表 2（サービス料金表）に定める料金等及び支払方法等が変更された後に、該当する本サービスの利用を継続している場合、かかる変更された料金等及び支払方法に同意したものとみなします。

## 第 25 条（遅延利息）

契約者は、別表 2（サービス料金表）に定める本サービス等の利用に係る料金等及び本契約に基づき契約者が当社に対して負うその他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がないときは、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、当該債務の額に年 14.5%を乗じた額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 26 条（回収業務の委託）

当社は、契約者に一定の期間、別表 2（サービス料金表）に定める本サービス等の利用に係る料金等及び本契約に基づき契約者が当社に対して負うその他の債務の不払い等の事情がある場合、本契約に基づき当社が契約者に対して有する債権等について、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社又は弁護士等（以下「債権回収業者」といいます。）にその回収業務を委託することができるもの

し、契約者は、これを承諾するものとします。

## 第7章 損害賠償

### 第27条（損害賠償）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（本サービスの提供に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間について、別表 3（保証内容と返還方針）記載の返還額を契約者に返還するものとします。なお、本項において、かかる返還額の算定に当たっては、当社が別途定める計算方法及び端数処理請求の定めに基づいて取り扱います。
- 2 前項の定めにかかわらず、付加サービスに係る損害賠償の取り扱いに関する細目については、当該付加サービスにつき当社が別途定める料金表にて別途定めることとします。
- 3 本契約に基づく本サービス等の利用に関連又は起因して契約者が当社に損害を与えた場合、当社はその損害額を契約者に請求できるものとします。
- 4 契約者は、当社が設置した回線終端装置等を盗難された、紛失した若しくはその他の事由により占有を喪失した場合又は回線終端装置等が滅失若しくは毀損した場合は、その交換若しくは復旧に必要な費用相当額として別表 2（サービス料金表）に定める違約金をいただきます。ただし、違約金の額は当社の裁量により減額することがあります。
- 5 第四項の定めにかかわらず、契約者の責めによらない理由により回線終端装置等の毀損があった場合は、この限りではありません。

### 第28条（免責事項）

- 1 当社が本サービス等に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合であっても、当社は、それがやむを得ない理由又は契約者の指示によるものであるときは、一切責任を負いません。
- 2 当社は、本約款の変更等により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については一切負担しません。
- 3 本サービス等の提供、本サービス等が利用できなかった事若しくは本サービス等の遅滞、本サービス等を通じて登録、提供若しくは収集された契約者の情報の消失、当社が別記 4 に定める情報の削除を行った場合又はその他の当社のサービスの利用に関連して発生した契約者の損害について、当社は、本約款にて明示的に定めるものを除き一切責任を負いません。
- 4 本サービス等は、現状有姿とし、当社が提供する情報又はソフトウェアについて、当社のホームページ及び配布する資料・マニュアルに明記する、しないにかかわらず、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切責任を負いません。
- 5 当社は、本サービス等の利用に関するいかなるハードウェア及びソフトウェアのサポートも拒否する権利があるもの

とします。また、当社は、市場に流通する全ての製品に対して動作保証責任を負うものではなく、契約者が所有又は購入するハードウェア及びソフトウェアについても一切動作保証はいたしません。ハードウェア及びソフトウェアに対するサポート責任は、それらの製品の製造会社及び発売会社にあるものとします。

- 6 当社は、当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた契約者に損害、契約者に生じた事業上の障害及び逸失利益、契約者のデータ等（契約者のデータ及び第三者が蓄積したデータを含みます。）の紛失、並びに第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害その他の損害については、契約者が本約款を遵守したかどうかに関係なく、一切責任を負いません。

## 第 8 章 契約者情報の取扱い

### 第 29 条（契約者情報の取扱い）

- 1 当社は、契約者の氏名、住所、電子メール、請求書の送付先、利用する本サービスの料金種別又は支払状況等の情報等契約者の個人を識別できる情報（以下「契約者の個人情報」といいます。）の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示し、その定めるところにより個人情報を取り扱います。
- 2 当社は、契約者の個人情報について、当社の電気通信業務その他関連する業務の運営又は契約者の利便性向上等その他プライバシーポリシーに記載された目的にしたがって、その遂行に必要な範囲で利用します。
- 3 前項の定めによるほか、当社は、契約者の個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。
- 4 当社は、第二項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を委託先に提供し、その取扱いを委託先に委託することができるものとします。
- 5 当社は、前項の場合を除き、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（ホームページ上、書面上にそれらを明示し、契約者が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含みます。）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で個人情報を開示・提供することがあり、契約者はこれを了承するものとします。
  - (1) 刑事訴訟法第 218 条その他の同法の定めに基づく強制的な処分が行なわれた場合
  - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）第 5 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件を満たす請求があった場合
  - (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合
  - (4) その他法令で認められる場合
- 6 前項にかかわらず、契約者による本サービス等の利用に関する債権又は債務の特定並びに支払及び回収に必要と当社が認めた場合には、当該業務に必要な範囲内で決済関係先、債権回収業者等に個人情報を開示、提供することがあります。

### 第 30 条（通信の秘密）

- 1 当社は、電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

- 前項にかかわらず、当社は、契約者の端末機器がマルウェアに感染するのを防ぐため、別記 1 に定めるとおり当社網側においてマルウェア検知及びブロック機能を有し、これを実行させることがあります。

## 第 9 章 雑則

### 第 31 条（利用の制限）

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じ）、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別途定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

- 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することになるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとします。
- 当社は、児童ポルノ画像について、別記 5 に定める目的において、指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
- 前 4 項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。

### 第 32 条（契約者の義務）

- 契約者は、本サービス等の利用に際し、本約款に違反する行為を行わないものとします。当社は、契約者が本約款に違反し、当社のシステム及び他の契約者のシステムに損害を与え、又は、別記 2 に定める禁止行為に違反した場合、契約者に事前に通知することなく本契約を解除する場合があります。
- 契約者は、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備（回線終端装置等を含みます。）若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - 本契約に基づき当社が設置した回線終端装置その他の電気通信設備を移動し、取りはずし、その他所定の場所から変更する行為
  - 本契約に基づき当社が設置した回線終端装置その他の電気通信設備を分解し、改造し、その他状態の変更をする行為又はその全部若しくは一部を破損、棄損、滅失させる行為

(3) 本契約に基づき当社が設置した回線終端装置その他の電気通信設備に線条その他の胴体を連絡する行為又は当該設備の当社所定の用法と異なる使用をする行為

- 1の3 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本契約に基づき当社が設置した回線終端装置その他の電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないものとします。
- 1の4 契約者は、本契約に基づき当社が設置した回線終端装置その他の電気通信設備を善良な管理者の注意を以て保管することとします。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 契約者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」といいます。）になるときは、あらかじめ別記 7 に定める連絡受付体制の整備を要します。
- 5 契約者は、本サービス等の利用により、他の契約者又は第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
- 6 契約者は、本約款にて明示的に定める場合を除き、契約者が本サービス等を通じて発信する情報及び契約者による本サービス等の利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者及び当社に何ら迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。本サービス等の利用に関連して、契約者が他の契約者、第三者若しくは当社に対して損害を与えた場合、又は契約者と他の契約者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、かかる契約者は、自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、かつ、かかる紛争を解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
- 7 契約者は、当社から本契約に基づき付与された固定 IP アドレス等の管理責任を負います。固定 IP アドレス等を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 8 契約者により当社のサーバーに保存された、契約者の個人的なデータのバックアップは契約者の責任においてこれを行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 9 契約者は、当社が提供するネットワーク以外の他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、經由する全てのネットワークの規制に従うものとします。
- 10 契約者は、本サービス等から得た情報の利用に当たっては、著作権法その他知的財産法を遵守するものとします。
- 11 契約者は、本サービス等の利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 12 契約者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」といいます。）になるときは、あらかじめ別記 7 に定めに従い連絡受付体制を整備するものとします。

### 第 33 条（会社名等の取扱い）

当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）及び当社との本契約の有無を、当社及び楽天グループ株式会社並びに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うことができるものとします。

- （１） 本サービスと密接する当社等の提供するサービスの情報及びキャンペーン、イベント等の情報発信又は販売促進活動のため
- （２） 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- （３） 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

### 第 34 条（準拠法）

本約款及び本契約に関する準拠法は、日本国法とします。

### 第 35 条（管轄裁判所）

本約款、本契約及びこれに関連する取引により生ずる権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別記

### 1. C & Cサーバー等との通信の遮断等について

当社は、C & Cサーバー等との通信の遮断に関して以下のとおり定めます。

- (1) 当社は、契約者が当社に対してインターネット上のサーバーに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意あるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該契約者がC & Cサーバー（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指定を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。
- (2) 申込者及び契約者は、前号の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- (3) 契約者は、随時、第1号に定める当社が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法によりその設定変更の方法を公表します。
- (4) 当社は、第1号に定める当社が行う検知及び通信の遮断等により、契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、責任を負いません。
- (5) 当社は、第1号に定める当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 2. 禁止行為

契約者は、本サービス等を利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷若しくは侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、銀行口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、あるいはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為

- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく行為、又はこれらに結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、あるいはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付けの広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービス等を利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博若しくはギャンブル等を行わせ、又は違法な賭博若しくはギャンブル等への参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷又は虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷若しくは侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21の2) 別記3に従うことなく、事前に当社の承諾を得て第3者に本サービス等を利用させる行為
- (21の3) 別記6第1号乃至第3号の定めに反する、又は違反したと当社が判断した行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為



### 3. 契約者の関係者による利用

- (1) 当社が別途指定する手続により、契約者が当該契約者のその他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービス等の利用に係る料金等の負担に合意して本契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。
- (2) 前号の場合、契約者は、当該関係者が別記 2 に定める禁止行為の各号に定める行為のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、本約款の各条項に従い当該関係者と連帯して責任を負うものとします。

### 4. 情報等の削除等

- (1) 当社は、契約者による本サービス等の利用が別記 2 記載の禁止行為の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービス等の運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
  - ① 別記 2 記載の禁止行為の各号に該当する行為をやめるように要求します。
  - ② 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
  - ③ 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - ④ 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は契約者及び第三者が閲覧できない状態に置きます。
  - ⑤ 別記 7 記載の連絡体制の整備について定める連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
- (2) 前号の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前号の定め解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### 5. 児童ポルノ画像のブロック

- (1) 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- (2) 当社は、前号の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- (3) 当社は、前 2 号の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

## 6. 青少年にとって有害な情報の取扱いについて

- (1) 契約者は、本サービス等を利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。
- (2) 契約者は、本サービス等を利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第 1 条に定めする情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
  - ① 18 歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知します。
  - ② 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により 18 歳以上の者のみが当該情報を閲覧し得るシステムを整備します。
  - ③ 青少年にとって有害な情報を削除します。
  - ④ 青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知します。
- (3) 当社は、契約者による本サービスの利用により、当社の判断において、青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条（青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務）の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知するとともに、前号に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
- (4) 前号に基づく当社の要求通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。ただし、この場合であっても、当社は第 2 号④の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

## 7. 連絡受付体制の整備について

- (1) 契約者は、本サービス等を利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、以下に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
  - ① 本サービス等を利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
  - ② 本サービス等を利用した情報発信に関する問い合わせ先の電子メールアドレスその他の連絡先を公開すること。なお、この方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。
- (2) 契約者は、本サービス等を利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

## 別表 1 サービス提供区域

本サービス等の提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都道府県の区域
北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、東京、千葉、埼玉、神奈川、群馬、栃木、茨城、山梨、新潟、富山（一部地域を除く）、石川（一部地域を除く）、福井（一部地域を除く）、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀（一部地域を除く）、京都（一部地域を除く）、大阪、兵庫（一部地域を除く）、奈良（一部地域を除く）、岡山（一部地域を除く）、広島（一部地域を除く）、山口（一部地域を除く）、島根（一部地域を除く）、徳島（一部地域を除く）、香川（一部地域を除く）、愛媛（一部地域を除く）、高知（一部地域を除く）、福岡（一部地域を除く）、佐賀（一部地域を除く）、長崎（一部地域を除く）、大分（一部地域を除く）、熊本（一部地域を除く）、宮崎（一部地域を除く）、鹿児島（一部地域を除く）、沖縄

## 別表 2 サービス料金表

### 通則

- 1 当社は、本サービス等の料金及び工事その他費用の計算について、このサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別途定めるところによります。
- 2 当社は、契約者の料金プランの料金額及び工事費その他の費用を合算し、合計額に消費税相当額を加算した額（端数が生じるときには、1円未満を切り捨てます。）を契約者に請求します。
- 3 初期工事費用の分割払いについて
  - (1) 当該費用を24か月分割（8,250円/月）として、契約者は毎月お支払いいただきます。
  - (2) 前号の定めによらず、当社は、24か月継続的に契約者がサービス等の利用に係る料金等の支払いがある契約者に対して、同額の減額を行います。
  - (3) 前号の定めによらず、24か月以内に契約者が解約した又は契約者がサービス等の利用に係る料金等を支払い頂いていない場合は、当社は契約者に第1号に定める分割費用の残債を、解約した場合は解約した日の翌月から起算し、料金等を支払い頂いていない場合は料金未払いが発生した月から起算して一括でお支払いいただきます。
  - (4) 契約者は当該費用を前払いすることはできません。

料金表 1 月額定額料

種別	項目	備考	料金額（税抜）
基本 利用 料	KŌSOKU Access 1Gbps プラン	最大上り1Gbps/下り1Gbps <sup>※1</sup> の 通信速度が可能なインターネット接続サ ービスです。	17,800円/月
	KŌSOKU Access 10Gbps プラン	最大上り10Gbps/下り10Gbps <sup>※1</sup> の通信速度が可能なインターネット接続 サービスです。	136,000円/月
	KŌSOKU Access Premium 帯域確保型 300Mbps 確保プラン	最大上り1Gbps/下り1Gbps <sup>※1</sup> の 通信速度が可能で、300Mbpsの帯域 を確保 <sup>※2</sup> した回線を提供いたします。	265,000円/月
	KŌSOKU Access Premium 帯域確保型 500Mbps 確保プラン	最大上り1Gbps/下り1Gbps <sup>※1</sup> の 通信速度が可能で、500Mbpsの帯域 を確保 <sup>※2</sup> した回線を提供いたします。	325,000円/月
	KŌSOKU Access Premium 帯域確保型 1Gbps 確保プラン	最大上り10Gbps/下り10Gbps <sup>※1</sup> の通信速度が可能で、1Gbpsの帯域 を確保 <sup>※2</sup> した回線を提供いたします。	475,000円/月
付 加 サ ー ビ ス 料	固定IPアドレス追加料金 (IP16)		28,000円/月
	固定IPアドレス追加料金 (IP32)		54,000円/月

	オンサイト保守オプション 平日 9-17 プラン	回線終端装置等の故障時に、祝祭日及び年末年始休日(12/29 から 1/3 まで)を除く月曜日から金曜日の 9 時から 17 時までの受付で、4 時間を目標 <sup>※3</sup> に駆けつけオンサイト保守を行います。	2,000 円/月
	オンサイト保守オプション 24- 365 プラン	回線終端装置等の故障時に 24 時間 365 日の受付で、4 時間を目標 <sup>※3</sup> に駆けつけオンサイト保守を行います。	3,000 円/月

## 2 一時金

種別	項目	備考	料金額 (税抜)	
初期費用	初期工事費用 <sup>※6</sup>	初期工事費用は基本的な工事費であるため、端末設備の設置場所状況により別途工事費が発生することがあります。	198,000 円/契約	
	事務手数料		3,000 円/契約	
	キャンセル料金		35,000 円/契約	
工事費	回線移転費用	N T T 配線工事が発生する場合	50,000 円/回	
		N T T 配線工事が発生しない場合	35,000 円/回	
	同 I P 移転費用		10,000 円/回	
	プラン変更料金	1Gbps プラン又は 300Mbps 確保プランから 10Gbps プラン又は 500Mbps 確保プラン又は 1Gbps 確保プランへ変更する際に発生		30,000 円/回
		10Gbps プラン又は 500Mbps 確保プラン又は 1Gbps 確保プランから 1Gbps プラン又は 300Mbps 確保プランへ変更する際に発生		70,000 円/回 最低利用期間内に 変更する場合は第 9 条第 3 項に定め る契約解除料が発 生し、最低利用期 間を再設定します
		以下 4 つの場合に発生します。 ・1Gbps プランから 300Mbps 確保プランへ変更 ・300Mbps 確保プランから 1Gbps プランへ変更 ・10Gbps プランから 500Mbps 確保プラン又は 1Gbps 確保プランへ変更 ・1Gbps 確保プランから 500Mbps 確		7,000 円/回

		保プラン又は 10Gbps プランへ変更	
	訪問費用	お客さまに要望に従いご訪問した結果、要望いただく契機となった事象が当社の電気通信設備起因ではなかった場合に発生します。	10,000 円
	土日祝日 <sup>※7</sup> 追加工事費用	祝祭日及び年未年始休日(12/29 から翌年の 1/3 まで)に回線移転、同 IP 移転、プラン変更を実施する場合に追加で発生します。	個別見積
	夜間工事費	夜間に回線移転、同 IP 移転、プラン変更を実施する場合に追加で発生します。	個別見積
他	回線終端装置等違約金		個別見積

※1 理論上の最大値であり、この通信速度を保証するものではありません。

※2 記載の速度を保証するものではありません。

※3 駆け付け時間は目標であり、保証するものではありません。

### 別表 3 保証内容と返還方針

本サービスに係る料金の適用については、第 5 条（本サービスの料金等）によるほか、次のとおりとします。

サービス品質（ネットワーク稼働率）に係る返還額の適用	
<p>当社の責めに帰すべき事由により、当社が指定した I P 通信網の特定区間において 1 の月の稼働率が 99. 9 %未満となったときに、当社は当社が指定の方法で公表、周知します。この場合、本サービスの復旧後 10 営業日（土日、祝日を除く日付をいいます、以下同じとします。）以内に契約者から申告があり、当社がこれを認めた場合には、その状態の月間累積時間が 43 分以上となったときに限り、その契約者の損害を賠償します。当社は、この場合、月額基本利用料からの減額にて賠償に応じるものとし、賠償額は、減額の対象となる時間の累計時間により、月額基本利用料 1 か月分を上限として、以下のとおり算出します。</p>	
稼働率	料金返還率
99. 8 %以上 99. 9 %未満 (43 分～86 分)	1/30
98. 0 %以上 99. 8 %未満 (86 分～14 時間 24 分)	1/30
95. 0 %以上 98. 0 %未満 (14 時間 24 分～36 時間)	1/10
90. 0 %以上 95. 0 %未満 (36 時間～72 時間)	1/3
90. 0 %未満 (72 時間～)	1/1

## 附 則

### (実施時期)

本約款は 2024 年 1 月 30 日から実施します。

### (実施時期)

本改正規定は 2024 年 5 月 17 日から実施します。

### (実施時期)

本改正規定は 2024 年 8 月 30 日から実施します。

### (実施時期)

本改正規定は 2024 年 12 月 19 日から実施します。

### (実施時期)

本改正規定は 2025 年 1 月 20 日から実施します。